

基準給

職 種	基準給	加 算	職 務 手 当
事務職	155,000	基準給に経験・特別加算が プラスされます	衛生管理者・社会福祉主事・初任者研修修了者 5,000
管理栄養士	165,000	基準給に経験・特別加算が プラスされます	管理栄養士 15,000
調理員	155,000	基準給に経験・特別加算が プラスされます	栄養士 ・調理師 5,000
介護職・支援員・ 世話人	155,000	基準給に経験・特別加算が プラスされます	介護福祉士 15,000・初任者研修修了者 5,000
生活相談員	165,000	基準給に経験・特別加算が プラスされます	社会福祉士・介護福祉士 15,000・社会福祉主事 5,000 介護支援専門員 30,000
保育士	155,000	基準給に経験・特別加算が プラスされます	保育士 又は 幼稚園教諭 15,000
准看護師	165,000	基準給に経験・特別加算が プラスされます	20,000
看護師	185,000	基準給に経験・特別加算が プラスされます	30,000
PT・OT・ST	185,000	基準給に経験・特別加算が プラスされます	25,000
介護支援専門員	185,000	基準給に経験・特別加算が プラスされます	30,000

加算・手当

加算・手当	金額・内容
経験加算	同職種の経験年数×2,000円
特別加算	4年生大学卒 12,000円 短大・専門学校卒 5,000円
処遇手当	介護職員・保育士・世話人 39,000円 その他職員 15,000円
配置手当	10,000円 特別養護老人ホーム・デイサービスセンターの生活相談員・指導員（必要な有資格者）
夜勤手当	5,500円（1回）
準夜勤・深夜勤手当	深夜 3,300円（1回） 準夜 2,550円（1回）
扶養手当（月額）	配偶者 15,000円 配偶者以外の扶養親族 4,500円 ※ 支給対象は二人を限度・保育手当との併用なし 配偶者のいない扶養親族 10,000円 ※ 一人を限度
住居手当（月額）	職員が世帯主、借家である場合 10,000円 職員が職務・通勤の都合上、島外から島内に転居した者に限り、30,000円
保育手当（月額）	一人目 10,000円 ・ 二人目 5,000円 ・ 三人目 2,500円
介護手当（月額）	一人目 10,000円 ・ 二人目 5,000円 ・ 三人目 2,500円
通勤手当（月額）	最高支給限度額 100,000円
その他	超過勤務手当、深夜勤務手当、宿直手当、年末・年始手当 etc.

賞 与

(基準給 + 職務手当) 4.1 カ月分

福 利 厚 生

休 日	年間 120 日
加入保険	雇用・健康・厚生・労災・その他(施設損害保険)
有給休暇	入職 6 ヶ月後に 10 日(上限 20 日・繰越最高 40 日)
特別休暇	結婚・出産・忌引
手 当	住居手当・保育手当・介護手当・扶養手当 etc.
休職・休暇制度	育児休業・介護休業・子供の看護休暇
食 事	1 食 165 円(全額 330 円／半額施設負担・上限 3,500 円／月)
制 服 代	入職時 10,000 円／年・2 年目～7,000 円／年)
退職金制度	兵庫県社会福祉協議会退職年金共済加入(半額施設負担)
保育料負担	千鳥会事業所内保育所保育料を全額もしくは一部負担
その他	永年勤続褒賞金制度あり ソウェルクラブ(全額施設負担) 互助会(半額 6,000 円施設負担／年)